

扶桑町談合情報対応マニュアル

第1．一般原則

1．情報の確認

入札に付そうとする工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約（以下「工事等」という。）について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合には、当該工事等を担当する課等の長は、談合情報報告書（様式第1）により、速やかに扶桑町業者指名審査会（以下「審査会」という。）へ報告する。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、審査会へ報告する。

2．報告

事務局（総務部総務課）は、1．により情報を受けた場合には、審査会の会長に報告する。

3．審査会の招集及び審議

会長は、2．により事務局からの報告を受けた場合は、速やかに会議を招集し、当該情報の信憑性を確認し、調査の必要性の有無について審議する

4．公正取引委員会への通報

審査会の審議を踏まえて第2以下の手続きによることとした談合情報については、必要に応じて公正取引委員会へ通報する。

第2．基本的対応

1．談合情報があった場合には、原則として次により対応する。

(1) 入札執行前に情報を把握した場合（フロー図1）

ア．審査会への報告

情報の提供があった場合には、審査会に報告してその取扱いを審議する。

イ．事情聴取

情報が次の場合（調査に値する場合）には、事情聴取等必要な調査を行う。

(ア) 情報提供者の氏名、連絡先及び対象工事名等、落札予定業者名が示

されている場合

(イ) 情報提供者が匿名であっても、対象工事名等及び落札予定者名が示されていて、更に次に掲げる情報が含まれている場合

- a. 談合に關与した業者名を示す情報
- b. 談合が行われた日時、場所及び具体的な談合の方法を示す情報
- c. 設計金額に近い落札予定金額を示している情報
- d. その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報

(ロ) 事情聴取は、原則として複数の審査会委員でもって行い、事情聴取書（様式第2）を作成し、審査会へ報告する。

- a. 事情聴取は、入札に参加しようとする者全員を集合させ、1社ごとに必要事項の聞き取り調査を行う。
- b. 事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行う。

ウ. 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、扶桑町入札者心得第14条第4項を適用し、入札の執行を取り止める。また、その旨を公正取引委員会へ通報する。

エ. 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実が確認されない場合には、入札参加者全員から誓約書（様式第3）を提出させたうえ、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行う。この場合、第1回の入札に際し、工事費内訳書の提示を求め、くじを行い当該入札に参加できる業者の数を50パーセントを限界として減少させた数で入札を執行するかを審査会で決定する。

(ア) 工事費内訳書の提示

- a. 工事費内訳書の提示を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提示

を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応する。

- b. 入札には、積算担当官（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックする。
- c. 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、ウ. により対応する。

(イ) くじの方法

- a. くじは業者に引かせる。
- b. 入札に参加できる業者の決定方法については、まず抽選機によりくじを引く順番を決めたうえ、次に入札に参加できる業者のくじ引きを行い決定する。
- c. くじの経緯については、書面（様式第4）に記録し、くじを引いた者の署名を徴する。

オ. 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象としてイ. 以下に従い対応する。

2. 入札執行後に情報を把握した場合

入札後においては、入札結果等を公表しており、落札業者名及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、以下の手続きによることが適切か否かを審査会で審議する。

(1) 入札執行後で契約締結前に情報を把握した場合（フロー図2）

ア. 審査会への報告

情報の提供があった場合には、契約の締結を保留し、審査会に報告して、その取扱いを審議する。審査会の審議の結果、調査に値しないと判断された場合には落札者と契約を締結する。

イ. 事情聴取

審査会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、入札参加者全員に対して速やかに行う。事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、審査会に報告する。

ウ．談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、扶桑町入札者心得第14条第4項を適用し、入札を無効とする。また、その旨を公正取引委員会へ通報する。

エ．談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実が確認されない場合には、落札者から誓約書を提出させたうえ、契約を締結する。

(2) 入札執行後で契約締結後に情報を把握した場合（フロー図3）

ア．審査会への報告

情報の提供があった場合には、審査会に報告してその取扱いを審議する。

イ．事情聴取

審査会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行う。事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、審査会に報告する。

ウ．談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、当該工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを審議する。また、その旨を公正取引委員会へ通報する。

エ．談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実が確認されない場合には、請負者から誓約書を提出させたうえ、工事等を続行する。

附 則

このマニュアルは、平成10年1月1日から施行する。

附 則

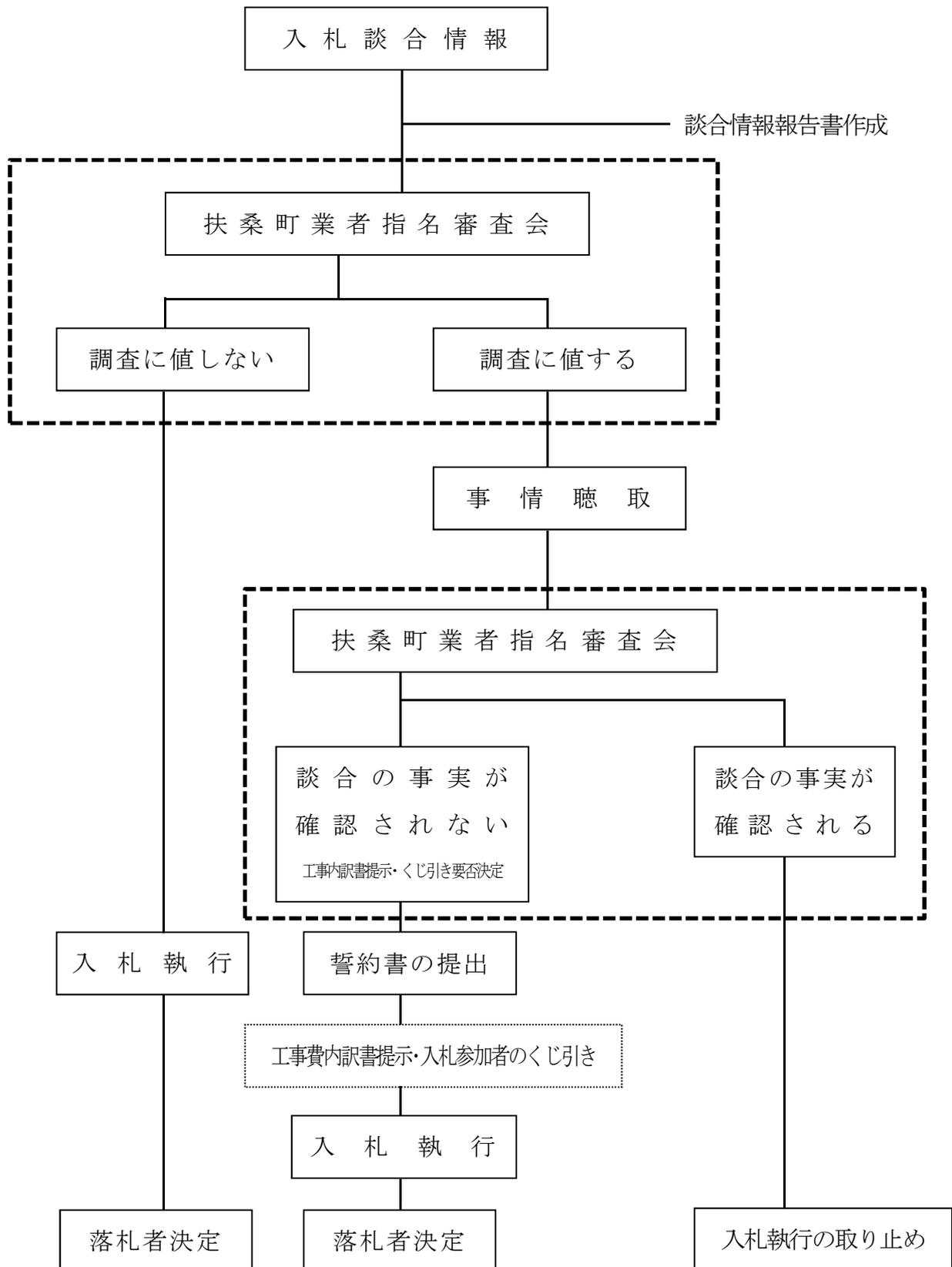
このマニュアルは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成29年1月1日から施行する。

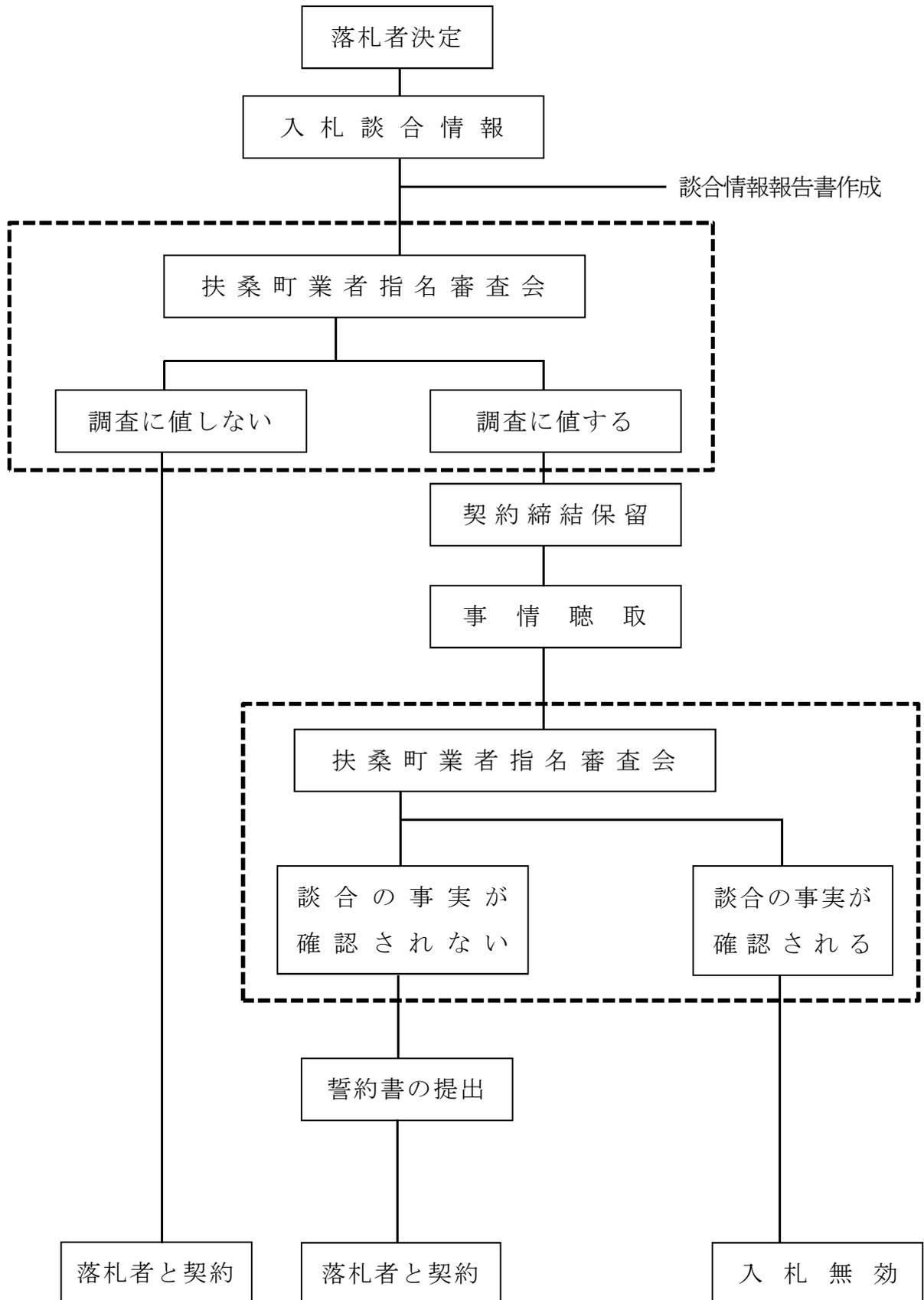
談 合 情 報 フ ロ ー 図 1

入札執行前に情報を把握した場合



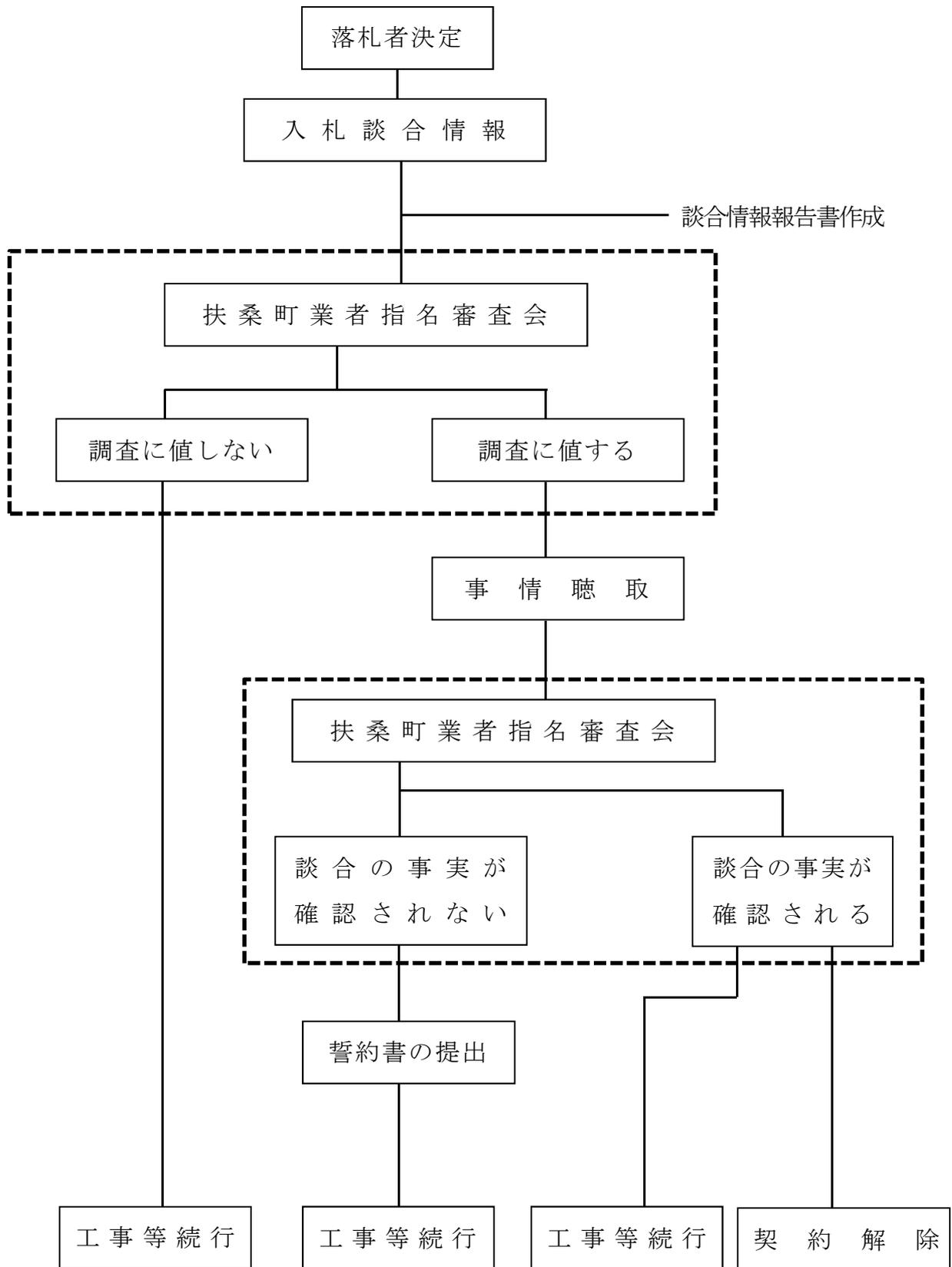
談 合 情 報 フ ロ ー 図 2

入札執行後で契約締結前に情報を把握した場合



談合情報フロー図 3

入札執行後で契約締結後に情報を把握した場合



様式 略